

2019年9月30日

お客さま 各位

四国労働金庫

J-Debit「キャッシュレス・消費者還元事業」における お客様へのポイント還元（キャッシュバック）について

J-Debit「キャッシュレス・消費者還元事業」について、当金庫はキャッシュレス発行事業者として本事業へ参加するための手続きを進めてまいりましたが、業態での登録申請手続きが遅れているため、10月1日からの、J-Debitを利用したお客様へのポイント還元（キャッシュバック）を行うことができません。

お客様には大変ご不便とご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後、お客様へのポイント還元（キャッシュバック）が可能になり次第、改めてご案内させていただきます。

以上